

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第38号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号（以下「移動款等」という。）に対応する同表の改正後の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号（以下「移動後款等」という。）が存在する場合には当該移動款等を当該移動後款等とし、移動款等に対応する移動後款等が存在しない場合には当該移動款等（以下「削除款等」という。）を削り、移動後款等に対応する移動款等が存在しない場合には当該移動後款等（以下「追加款等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除款等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（款、条及び号の表示並びに追加款等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章・第2章（略） 第3章 地域機関 第1節・第2節（略） 第3節 その他の機関 第1款～第22款（略） 第23款 <u>削除</u> 第24款～第30款（略） <u>第30款の2 鳥獣被害対策支援センター</u> 第31款～第40款（略） 第4章・第5章（略） 附則 (知事政策局) 第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。 <u>政策企画課</u> <u>総務企画班</u> 秘書課・広報広聴課（略） <u>地域政策課</u> <u>連携調整班 特定地域振興班 地域づくり支援班</u> <u>ICT推進課</u> <u>地域ICT推進班 スマート自治体推進班</u> 国際課（略） (総務管理部) 第6条の2 総務管理部に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課・人事課（略） <u>行政改革課</u> 法務文書課～市町村課（略）	目次 第1章・第2章（略） 第3章 地域機関 第1節・第2節（略） 第3節 その他の機関 第1款～第22款（略） 第23款 <u>若草寮</u> 第24款～第30款（略） 第31款～第40款（略） 第4章・第5章（略） 附則 (知事政策局) 第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及び班を置く。 <u>政策課</u> <u>総務班</u> 秘書課・広報広聴課（略） <u>行政改革・評価室</u> 国際課（略） (総務管理部) 第6条の2 総務管理部に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課・人事課（略） 法務文書課～市町村課（略） <u>地域政策課</u>

統計課～総務事務センター (略)
2～4 (略)

(県民生活・環境部)

第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。

県民生活課 (略)

文化振興課～震災復興支援課 (略)

環境企画課

企画調整係 自然保護係 鳥獣管理係 地球環境対策室

環境対策課・廃棄物対策課 (略)

(福祉保健部)

第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。

福祉保健課～高齢福祉保健課 (略)

健康対策課

難病等対策係 感染症対策係 健康立県推進班
歯科保健係 成人保健係 母子保健係

生活衛生課・障害福祉課 (略)

子ども家庭課

企画係 家庭福祉係 保育支援係

(産業労働部)

第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課～産業立地課 (略)

しごと定住促進課

労政企画係 雇用対策班 U・Iターン就業促進班

職業能力開発課 (略)

(農林水産部)

第6条の8 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課～経営普及課 (略)

食品・流通課

市場係 流通指導係 販売戦略班

特定地域振興班 雪対策室

情報政策課

管理調整係 情報化推進係 電子県庁推進班

統計課～総務事務センター (略)

2～4 (略)

(県民生活・環境部)

第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。

県民生活課 (略)

新潟暮らし推進課

人口問題対策班 U・Iターン促進班

文化振興課～震災復興支援課 (略)

環境企画課

企画調整係 自然保護係 鳥獣保護係 地球環境対策室

環境対策課・廃棄物対策課 (略)

2 前項に規定するもののほか、文化振興課に国民文化祭・障害者芸術文化祭室を置き、同室に総務企画班、県事業推進班、市町村事業推進班及び障害者芸術文化班を置く。

(福祉保健部)

第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。

福祉保健課～高齢福祉保健課 (略)

健康対策課

難病等対策係 感染症対策係 健康食育推進係
歯科保健係 成人保健係 母子保健係

生活衛生課・障害福祉課 (略)

児童家庭課

青少年育成係 家庭福祉係

少子化対策課

少子化対策班 保育支援係

(産業労働部)

第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課～産業立地課 (略)

労政雇用課

企画調整係 雇用対策班

職業能力開発課 (略)

(農林水産部)

第6条の8 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課～経営普及課 (略)

食品・流通課

流通・市場係 販売戦略班 消費拡大係 食品産業係

畜産課～治山課 (略)

2・3 (略)

(出納局)

第7条 (略)

2 (略)

3 出納局に次の課、係及び班を置く。

管理課

総務班 企画・指導係 決算・資金係 支払・
国費係

会計検査課 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局

政策企画課

(1)～(4) (略)

(5) 政策評価に関する事項

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

秘書課・広報広聴課 (略)

地域政策課

(1) 地域政策に係る企画及び連携調整に関する事項

(2) 地域づくりの推進に関する事項

(3) 過疎地域振興に関する事項

(4) 山村振興に関する事項

(5) 離島振興に関する事項

(6) ふるさと納税の推進に関する事項

(7) 克雪及び利雪対策に関する事項

(8) 国土形成計画に関する事項

ICT推進課

(1) 情報通信技術の活用に係る企画及び総合調整に関する事項

(2) 地域情報化の推進に関する事項

(3) ICT推進プランに関する事項

(4) 官民データ活用の推進に関する事項

(5) 情報セキュリティに関する事項

(6) 新潟県ホームページの管理及び調整に関する事項

(7) 庁内ローカルエリアネットワークに関する事項

(8) 情報処理システムの運用及び管理に関する事

畜産課～治山課 (略)

2・3 (略)

(出納局)

第7条 (略)

2 (略)

3 出納局に次の課及び係を置く。

管理課

総務係 企画・指導係 決算・資金係 支払・
国費係 システム管理係

会計検査課 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局

政策課

(1)～(4) (略)

(5) 道州制に関する事項

(6) 国土形成計画に関する事項

(7) (略)

(8) (略)

(9) 企画主幹会議に関する事項

(10) (略)

(11) (略)

秘書課・広報広聴課 (略)

行政改革・評価室

(1) 行政システムの見直しに関する事項

(2) 地方分権に関する事項

(3) 市町村及び民間との連携に関する事項

(4) 政策評価に関する事項

(5) 外部監査制度に関する事項

項

(9) 社会保障・税番号制度に係る総合調整及び推進に関する事項

国際課 (略)

総務管理部

財政課

(1)～(5) (略)

(6) 行財政改革の推進に関する事項

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

人事課

(1)・(2) (略)

(3) 定数に関する事項

(4)～(10) (略)

行政改革課

(1) 組織に関する事項

(2) 業務の見直しに関する事項

(3) 地方分権に関する事項

(4) 市町村及び民間との連携に関する事項

(5) 内部統制制度に関する事項

法務文書課・大学・私学振興課 (略)

市町村課

(1)～(3) (略)

(4) 市町村その他公共団体の地方債及び地域づくり資金に関する事項

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

国際課 (略)

総務管理部

財政課

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

人事課

(1)・(2) (略)

(3) 組織及び定数に関する事項

(4)～(10) (略)

法務文書課・大学・私学振興課 (略)

市町村課

(1)～(3) (略)

(4) 市町村その他公共団体の地方債に関する事項

(5) 地域づくり資金の貸付けに関する事項

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

地域政策課

(1) 地域政策に係る企画及び調整に関する事項

(2) 地方拠点都市地域等の整備促進に関する事項

(3) 地域づくりの推進に関する事項

(4) 地域総合整備資金に関する事項

(5) 過疎地域振興に関する事項

(6) 山村振興に関する事項

(7) 離島振興に関する事項

(8) ふるさと納税の推進に関する事項

(9) 克雪及び利雪対策に関する事項

情報政策課

(1) 情報通信技術の活用に係る企画及び総合調整に関する事項

(2) 地域情報化の推進に関する事項

統計課～管財課 (略)
総務事務センター

- (1)～(3) (略)
- (4) 非常勤の職員の給与の支給、社会保険及び雇用保険に関する事項
- (5) 所得税源泉徴収及び住民税特別徴収に関する事項（職員及び非常勤の職員）の給与に係るものに限る。）
- (6) (略)
- (7) 職員及び非常勤の職員^のの公務災害補償に関する事項
- (8)～(10) (略)

県民生活・環境部
県民生活課 (略)

文化振興課

- (1)～(5) (略)

スポーツ課～廃棄物対策課 (略)
防災局 (略)
福祉保健部
福祉保健課～障害福祉課 (略)
子ども家庭課

- (1) 児童福祉に関する事項（障害児に係るものを除く。）
- (2) 少子化対策及び子育て支援に関する事項
- (3) 青少年の健全育成に関する事項
- (4) 児童手当に関する事項
- (5) 母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項
- (6) 児童扶養手当に関する事項
- (7) 婦人保護に関する事項
- (8) 児童委員に関する事項
- (9) 児童相談所に関する事項
- (10) 女性福祉相談所及びあかしや寮に関する事項

- (3) 情報化プランに関する事項
- (4) 官民データ活用の推進に関する事項
- (5) 情報セキュリティに関する事項
- (6) 新潟県ホームページの管理及び調整に関する事項
- (7) 庁内ローカルエリアネットワークに関する事項
- (8) 情報処理システムの運用及び管理に関する事項
- (9) 給与事務等の電算処理システムに関する事項
- (10) 社会保障・税番号制度に係る総合調整及び推進に関する事項

統計課～管財課 (略)
総務事務センター

- (1)～(3) (略)
- (4) 非常勤職員等の賃金及び報酬の支給、社会保険並びに雇用保険に関する事項
- (5) 所得税源泉徴収及び住民税特別徴収に関する事項（職員^の給与並びに非常勤職員等^のの賃金及び報酬に係るものに限る。）
- (6) (略)
- (7) 職員及び非常勤職員^のの公務災害補償に関する事項
- (8)～(10) (略)

県民生活・環境部
県民生活課 (略)
新潟暮らし推進課

- (1) 新潟暮らしの推進に関する事項
 - (2) 人口減少問題対策の連絡調整に関する事項
- 文化振興課

- (1)～(5) (略)

- (6) 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭に関する事項

スポーツ課～廃棄物対策課 (略)
防災局 (略)
福祉保健部
福祉保健課～障害福祉課 (略)
児童家庭課

- (1) 青少年総合対策の企画及び調整に関する事項
- (2) 青少年の健全育成に関する事項
- (3) 児童福祉に関する事項（障害児及び保育に係るものを除く。）
- (4) 母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項
- (5) 児童扶養手当に関する事項
- (6) 婦人保護に関する事項
- (7) 児童相談所に関する事項
- (8) 女性福祉相談所及びあかしや寮に関する事項
- (9) 若草寮に関する事項
- (10) 新潟学園に関する事項

- (11) 若草寮に関する事項
 (12) 新潟学園に関する事項

産業労働部
 産業政策課～産業立地課 (略)
しごと定住促進課

- (1)～(9) (略)
 (10) U・Iターン就業の促進に関する事項

職業能力開発課 (略)
 観光局 (略)
 農林水産部
 農業総務課・地域農政推進課 (略)
 農産園芸課

- (1)～(13) (略)
 (14) 鳥獣被害対策支援センターに関する事項

経営普及課～治山課 (略)
 農地部～交通政策局 (略)
 出納局
 管理課

- (1)・(2) (略)

- (3) 現金及び有価証券の出納及び保管並びに現金の記録管理に関する事項

- (4) (略)
 (5) (略)
 (6) (略)
 (7) (略)
 (8) (略)
 (9) (略)
 (10) (略)

会計検査課 (略)

2 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1)・(2) (略)
 (3) 新潟地域振興局
 企画振興部
 総務課・地域振興課 (略)

県税部～農林振興部 (略)
 地域整備部
 庶務課

少子化対策課

- (1) 少子化対策に関する事項
 (2) 児童福祉に関する事項 (保育に係るものに限る。)

- (3) 児童委員に関する事項
 (4) 児童手当及び子ども手当に関する事項

産業労働部
 産業政策課～産業立地課 (略)
労政雇用課

- (1)～(9) (略)

職業能力開発課 (略)
 観光局 (略)
 農林水産部
 農業総務課・地域農政推進課 (略)
 農産園芸課

- (1)～(13) (略)

経営普及課～治山課 (略)
 農地部～交通政策局 (略)
 出納局
 管理課

- (1)・(2) (略)

- (3) 現金の記録管理に関する事項

- (4) 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事項

- (5) (略)
 (6) (略)
 (7) (略)
 (8) (略)
 (9) (略)
 (10) (略)
 (11) (略)

会計検査課 (略)

2 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1)・(2) (略)
 (3) 新潟地域振興局
 企画振興部
 総務課・地域振興課 (略)

労政課
 県税部～農林振興部 (略)

地域整備部
 庶務課

庶務係 行政係

- (4) (略)
- (5) 長岡地域振興局
企画振興部
総務課～県民サービスセンター (略)
- 県税部～地域整備部 (略)
- (6)～(9) (略)
- (10) 上越地域振興局
企画振興部
総務課～県民サービスセンター (略)
- 県税部～地域整備部 (略)
- (11)・(12) (略)
- 2・3 (略)
- 4 新潟地域振興局新潟港湾事務所に次の課及び係を置く。
- 業務課 (略)
維持管理課
工務課
- 5～13 (略)

(分掌事務)

第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)
農林振興部
庶務課

- (1)～(10) (略)
- (11) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項
- (12)～(14) (略)
- 企画振興課～森林施設課 (略)

地域整備部 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)
県税部
課税課 (略)
収税課

- (1) 県税（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税（手持品課税を除く。）、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第69条第1項又は第69条の2に規定する方法により払い込まれる自動車税の種別割、核燃料税並びに同条例第58条第1項に規定する方法により納付される自動車税の環境性能割を除く。）に係る徴収金（以下「県税徴収金」という。）及び過料の収納に関する事項（村上収税課の所管に属する事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。）

庶務係 建設業係 行政係

- (4) (略)
- (5) 長岡地域振興局
企画振興部
総務課～県民サービスセンター (略)
労政課
県税部～地域整備部 (略)
- (6)～(9) (略)
- (10) 上越地域振興局
企画振興部
総務課～県民サービスセンター (略)
労政課
県税部～地域整備部 (略)
- (11)・(12) (略)
- 2・3 (略)
- 4 新潟地域振興局新潟港湾事務所に次の課及び係を置く。
- 業務課 (略)
開発課
工務課
- 5～13 (略)

(分掌事務)

第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)
農林振興部
庶務課

- (1)～(10) (略)
- (11) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介、転用等に関する事項
- (12)～(14) (略)
- 企画振興課～森林施設課 (略)

地域整備部 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)
県税部
課税課 (略)
収税課

- (1) 県税（利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税（手持品課税を除く。）、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第63条第1項又は第63条の2に規定する方法により払い込まれる自動車税、核燃料税並びに同条例第56条の2に規定する方法により納付される自動車取得税を除く。）に係る徴収金（以下「県税徴収金」という。）及び過料の収納に関する事項（村上収税課の所管に属する事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。）

(2)～(6) (略)
(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項
村上収税課

(1)～(6) (略)
(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

(8) (略)
健康福祉環境部・農業振興部 (略)
農村整備部
庶務課 (略)
農用地課

(1)～(3) (略)
(4) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項

(5)～(7) (略)
農村計画課～防災課 (略)
地域整備部 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部
総務課

(1)～(6) (略)

(7) 労働行政に関する事項

(8) (略)

地域振興課 (略)

県税部

庶務課～間税課 (略)

収税第1課

(1)～(3) (略)

(4) 普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

収税第2課～新津収税課 (略)

健康福祉部 (略)

農林振興部

庶務課 (略)

農用地課

(1)～(8) (略)

(9) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項

(2)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項
村上収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

(8) (略)
健康福祉環境部・農業振興部 (略)
農村整備部

庶務課 (略)

農用地課

(1)～(3) (略)

(4) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介、転用等に関する事項

(5)～(7) (略)
農村計画課～防災課 (略)
地域整備部 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部
総務課

(1)～(6) (略)

(7) (略)

地域振興課 (略)

労政課

(1) 労働組合に関する事項

(2) 労働情勢に関する事項

(3) 労働福祉に関する事項

(4) 女性労働に関する事項

(5) 労働経済に関する事項

(6) 労働教育に関する事項

(7) 雇用対策に関する事項

県税部

庶務課～間税課 (略)

収税第1課

(1)～(3) (略)

(4) 普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

収税第2課～新津収税課 (略)

健康福祉部 (略)

農林振興部

庶務課 (略)

農用地課

(1)～(8) (略)

(9) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介、転用(農林水産大臣の許可に係るものに限る。)等に関する事項

(10)・(11) (略)
 農業企画課～森林施設課 (略)
 地域整備部 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部 (略)
 県税部
 課税課 (略)
 収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項
 健康福祉環境部～地域整備部 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。
 企画振興部
 総務課

(1)～(5) (略)

(6) 労働行政に関する事項
(7) (略)
 地域振興課・県民サービスセンター (略)

県税部
 課税課 (略)
 収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項
 柏崎収税課 (略)
 健康福祉環境部 (略)
 農林振興部
 庶務課 (略)
 農用地課

(1)～(8) (略)

(9) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項

(10)・(11) (略)
 農業企画課～森林施設課 (略)
 地域整備部 (略)

6 (略)

7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部 (略)
 県税部
 課税課 (略)
 収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

(10)・(11) (略)
 農業企画課～森林施設課 (略)
 地域整備部 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部 (略)
 県税部
 課税課 (略)
 収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項
 健康福祉環境部～地域整備部 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。
 企画振興部
 総務課

(1)～(5) (略)

(6) (略)
 地域振興課・県民サービスセンター (略)
労政課
第3項に規定する企画振興部労政課の分掌事務

県税部
 課税課 (略)
 収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項
 柏崎収税課 (略)
 健康福祉環境部 (略)
 農林振興部
 庶務課 (略)
 農用地課

(1)～(8) (略)

(9) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介、転用等に関する事項

(10)・(11) (略)
 農業企画課～森林施設課 (略)
 地域整備部 (略)

6 (略)

7 南魚沼地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
 企画振興部 (略)
 県税部
 課税課 (略)
 収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

十日町収税課 (略)
健康福祉環境部 (略)
農林振興部
庶務課

- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 農業振興地域の整備に関する事項
- (3) 林業及び農業農村整備事業に係る入札及び契約に関する事項
- (4) 林業及び農業農村整備事業に係る用地の買収及び各種補償に関する事項
- (5) 入会林野等の権利関係の近代化に関する事項
- (6) 保安林の管理に関する事項
- (7) 林地転用に関する事項
- (8) 土地改良区に関する事項
- (9) 農業基盤整備資金に関する事項
- (10) 土地改良財産の管理及び処分に関する事項
- (11) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介、転用等に関する事項
- (12) 国有農地及び開拓財産等の管理処分等に関する事項
- (13) 農用地等の集団化に関する事項
- (14) 部内他課に属しない事項

企画振興課～森林施設課 (略)
地域整備部 (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)
農業振興部
庶務課

- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 農業振興地域の整備に関する事項
- (3) 農業農村整備事業に係る入札及び契約に関する事項
- (4) 農業農村整備事業に係る用地の買収及び各種補償に関する事項
- (5) 土地改良区に関する事項
- (6) 農業基盤整備資金に関する事項
- (7) 土地改良財産の管理及び処分に関する事項
- (8) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項
- (9) 国有農地及び開拓財産等の管理処分等に関する事項
- (10) 農用地等の集団化に関する事項
- (11) 部内他課に属しない事項

企画振興課～農村整備課 (略)
地域整備部 (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、次の

十日町収税課 (略)
健康福祉環境部 (略)
農林振興部
庶務課

第1項に規定する農林振興部庶務課の分掌事務

企画振興課～森林施設課 (略)
地域整備部 (略)

8 十日町地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)
農業振興部
庶務課

第4項に規定する農業振興部庶務課の分掌事務

企画振興課～農村整備課 (略)
地域整備部 (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、次の

とおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)

農業振興部

庶務課

第8項に規定する農業振興部庶務課の分掌事務

企画振興課～農村整備課 (略)

地域整備部 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

総務課～県民サービスセンター (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金の賦課に関する事項

糸魚川収税課 (略)

健康福祉環境部～地域整備部 (略)

11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～健康福祉環境部 (略)

農林水産振興部

庶務課～普及課 (略)

農地庶務課

(1)～(5) (略)

(6) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介等に関する事項

(7)～(9) (略)

農村計画課～振興課 (略)

地域整備部 (略)

13・14 (略)

15 新潟地域振興局新潟港湾事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

業務課 (略)

維持管理課

(1) 港湾及びその区域内の海岸並びに漁場の維持及び修繕工事（小規模なものに限る。次号において同じ。）に係る許可、認可等の技術的審査に関する事項

(2) 港湾及びその区域内の海岸並びに漁場の維持及び修繕工事の執行に関する事項

(3) 港湾及びその区域内の海岸並びに漁場の災害復旧工事の執行に関する事項

とおりとする。

企画振興部・健康福祉部 (略)

農業振興部

庶務課

第4項に規定する農業振興部庶務課の分掌事務

企画振興課～農村整備課 (略)

地域整備部 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

総務課～県民サービスセンター (略)

労政課

第3項に規定する企画振興部労政課の分掌事務

県税部

課税課 (略)

収税課

(1)～(6) (略)

(7) 個人県民税及び普通徴収による自動車税に係る徴収金の賦課に関する事項

糸魚川収税課 (略)

健康福祉環境部～地域整備部 (略)

11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～健康福祉環境部 (略)

農林水産振興部

庶務課～普及課 (略)

農地庶務課

(1)～(5) (略)

(6) 農地及び採草放牧地の利用関係の和解の仲介、転用等に関する事項

(7)～(9) (略)

農村計画課～振興課 (略)

地域整備部 (略)

13・14 (略)

15 新潟地域振興局新潟港湾事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

業務課 (略)

開発課

(1) 開発に係る許可、認可等の技術的審査に関する事項

(2) 港湾施設の大規模な開発に係る工事の執行に関する事項

- 工務課
- (1) 許可、認可等に係る技術的審査に関する事項
(維持管理課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。)
 - (2) 港湾及びその区域内の海岸並びに漁場の改良、維持及び修繕工事の執行に関する事項

16～23 (略)

第23款 削除

第117条及び第118条 削除

第30款 (略)

第30款の2 鳥獣被害対策支援センター

(設置)

第134条の2 野生鳥獣による被害防止に向けた対策を一体的に推進するため、鳥獣被害対策支援センターを新潟市に置く。

(分掌事務)

第134条の3 鳥獣被害対策支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 野生鳥獣被害対策に係る企画立案に関する事項
- (2) 野生鳥獣被害対策に係る関係機関及び団体の統括調整及び活動支援に関する事項
- (3) 新潟県鳥獣被害対策本部の設置及び運営に関する事項

- 工務課
- (1) 許可、認可等に係る技術的審査に関する事項
(開発課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。)
 - (2) 港湾及びその区域内の海岸並びに漁場の工事の執行に関する事項
 - (3) 港湾及びその区域内の海岸並びに漁場の災害復旧工事の執行に関する事項
 - (4) 港湾及びその区域内の海岸の維持及び修繕工事の執行に関する事項

16～23 (略)

第23款 若草寮

(名称及び位置)

第117条 若草寮の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
新潟県	若草寮	新潟市	

(組織及び分掌事務)

第118条 若草寮に庶務課及び指導課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 給食に関する事項
- (3) 指導課に属しない事項

指導課

入寮児童の生活及び職業指導に関する事項

第30款 (略)

(情報主幹)

第174条 知事政策局ICT推進課に情報主幹を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 知事政策局政策企画課に総括政策企画員を置くことができる。

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策課、ICT推進課及び国際課、総務管理部行政改革課、大学・私学振興課及び税務課、県民生活・環境部県民生活課、スポーツ課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、高齢福祉保健課、健康対策課及び障害福祉課、産業労働部産業政策課、創業・経営支援課、産業振興課、商業・地場産業振興課及びしごと定住促進課、観光局観光企画課及び国際観光推進課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(政策統括監)

第182条の2 知事政策局に政策統括監を置くことができる。

2 政策統括監は、上司の命を受けて県政の重要事項に係る企画立案及び政策調整を総括整理する。

(政策監)

第182条の3 部及び局に政策監を置くことができる。

2 政策監は、上司の命を受けて県政の重要事項に係る政策調整を行う。

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、中央児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(内部組織の長等)

(情報主幹)

第174条 総務管理部情報政策課に情報主幹を置くことができる。

(総括政策企画員等)

第177条 知事政策局政策課に総括政策企画員を置くことができる。

2 知事政策局政策課、広報広聴課、行政改革・評価室及び国際課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部県民生活課、新潟暮らし推進課、文化振興課、スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、高齢福祉保健課、障害福祉課及び少子化対策課、産業労働部産業政策課、創業・経営支援課、産業振興課、商業・地場産業振興課及び労政雇用課、観光局観光企画課及び国際観光推進課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(総括政策監等)

第182条の2 知事政策局に総括政策監及び政策監を置くことができる。

2 総括政策監は、上司の命を受けて県政の重要事項に係る政策調整を行うとともに県政の重要事項を総括整理する。

3 政策監は、上司の命を受けて県政の重要事項に係る政策調整を行う。

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、中央児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、若草寮、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(内部組織の長等)

<p>第192条 (略)</p> <p>2 東京事務所、自治研修所、大阪事務所、<u>農業総合研究所及び鳥獣被害対策支援センター</u>に副所長を置く。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> <th>設置規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県スポーツ推進審議会</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>新潟県景観審議会</u></td> <td><u>新潟県景観条例（令和2年新潟県条例第30号）第20条第1項の規定による同条例の規定によりその権限に属させられた事項及び良好な景観の形成に関する重要事項の調査審議</u></td> <td><u>新潟県景観条例第20条第1項</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	設置規定	(略)			新潟県スポーツ推進審議会	(略)		<u>新潟県景観審議会</u>	<u>新潟県景観条例（令和2年新潟県条例第30号）第20条第1項の規定による同条例の規定によりその権限に属させられた事項及び良好な景観の形成に関する重要事項の調査審議</u>	<u>新潟県景観条例第20条第1項</u>	<p>第192条 (略)</p> <p>2 東京事務所、自治研修所、大阪事務所及び<u>農業総合研究所</u>に副所長を置く。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> <th>設置規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>新潟県卸売市場審議会</u></td> <td><u>卸売市場法（昭和46年法律第35号）第71条第1項の規定による県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議</u></td> <td><u>新潟県卸売市場審議会条例（昭和46年新潟県条例第36号）第1条</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>新潟県スポーツ推進審議会</p>	名称	担任する事務	設置規定	(略)			<u>新潟県卸売市場審議会</u>	<u>卸売市場法（昭和46年法律第35号）第71条第1項の規定による県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議</u>	<u>新潟県卸売市場審議会条例（昭和46年新潟県条例第36号）第1条</u>
名称	担任する事務	設置規定																				
(略)																						
新潟県スポーツ推進審議会	(略)																					
<u>新潟県景観審議会</u>	<u>新潟県景観条例（令和2年新潟県条例第30号）第20条第1項の規定による同条例の規定によりその権限に属させられた事項及び良好な景観の形成に関する重要事項の調査審議</u>	<u>新潟県景観条例第20条第1項</u>																				
名称	担任する事務	設置規定																				
(略)																						
<u>新潟県卸売市場審議会</u>	<u>卸売市場法（昭和46年法律第35号）第71条第1項の規定による県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議</u>	<u>新潟県卸売市場審議会条例（昭和46年新潟県条例第36号）第1条</u>																				

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第213条の改正（新潟県卸売市場審議会の項を削る部分に限る。）は、同年6月21日から施行する。